

保護者各位

Kansai Intercultural Summer School for Youths 2025 (KISSY2025)
参加者募集のご案内

特定非営利活動法人パンゲア
理事長 森 由美子

前略

2025 年 8 月 3 日から 8 月 10 に開催されます Kansai Intercultural Summer School for Youths 2025 (KISSY2025) の参加者募集についてご案内申し上げます。

活動の趣旨等につきまして、当案内をご一読いただき、是非参加をご検討の上、参加いただける場合には、本書類に記載されている参加申込手続きをお願いいたします。

今後ともパンゲアの活動へのご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

パンゲアホームページ : <https://www.pangaeaan.org>

KISSY2025 のページ : <https://www.pangaeaan.org/ja/kissy2025>

目次

・ KISSY2025 概要	2
・ KISSY 2025 保護者同意書	4
・ 同意書資料 1 (パンゲア憲章)	6
・ 同意書資料 2 (プライバシー・ポリシーと著作権に関するガイドライン)	7
・ 同意書資料 3 (スポーツ安全保険のしおり)	8

✓ KISSY（児童のための関西異文化サマースクール）とは？

KISSYは、10歳から16歳までの子ども達のための寄宿型サマースクールで、デジタルを活用しながら子ども達が地球市民としての視野を育むことを目指しています。KISSYを運営しているパンゲアは、(独)国際交流基金より2018年度「地球市民賞」を受賞しており、創立22年を迎えました。パンゲアでは、創立時から、**子ども達がデジタル技術を使いながら様々な世界の子ども達と協働し、問題解決できるスキルを身に付けることが最も重要である、**という理念を持っています。

KISSYは、多様性を受け入れる社会の形成と、SDGsの4.7「地球市民教育」を、デジタルを駆使して推進する先進的事例として、海外の学術機関や報道機関からも注目を集めています。KISSYではワークショップを通し「解決しないと地球が持続できないといわれる課題」に取り組みます。今回のKISSYでは、揺れる世界情勢の中、人種・言語・宗教・国がまったく違う子ども達が地球市民として何ができるのかを共に考え、話し合い、みんなに伝えられるのかに取り組めます。

KISSYは、これまでに8回実施されており、様々な国から児童が参加してきました。海外からの参加者は2020年以降新型コロナウイルスによりオンラインでの参加になっていましたが、今回から再びケニアやジョージアからの参加者が来日することになりました。子ども達は、言語や文化の違いを乗り越え、共通の目標に向かって協力し、相互理解を深めます。これは、パンゲアが見据える、次世代がグローバルな社会で活躍し、より平和な世界を構築するための重要なステップです。

✓ KISSYを通じて目指すもの

- ◆ 言語や文化、ワークスタイルの壁を越えて、同じ課題に各国の参加者が取り組み、互いの考えを発表し共有するなかで、地球市民として世界を俯瞰してみることで、また自分たちの考えを人に伝えること。
- ◆ AI・デジタルを駆使した探求型のワークショップにより、調査や発見をフィールドワーク等を通して深め、他国と共有すること。
- ◆ 言語の壁を越えてコミュニケーションをとりたいという意欲を持つことができること。
⇒「外国語で話してみたい！」という気持ちが湧き上がり、自発的な語学学習へとつながること。
- ◆ 平和な社会をどのように実現するかについて、考える場と世界へ発信する機会の提供。
- ◆ 次世代へ引き継ぐ持続可能な社会

✓ KISSY2025の概要

平城宮跡のある奈良市内で行う7泊8日の活動です。国内外の参加者が対面で集まり交流します。下記のような企画を予定しています。

- ✓ 各国からの参加者が文化の違いや多様性を知り、理解を深め楽しむワークショップ
- ✓ フィールドワーク（文化施設 / 博物館等）
- ✓ 情報・AIリテラシーレクチャーとAI活用実践
- ✓ 海外へ向けた英語でのプレゼンテーション
- ✓ タレントショー / レクリエーション

✓ KISSY2025について

KISSY2023では、人はどのように文明社会を築いたのかについて『過去』を振り返り、これからの未来をみんなで考えるという壮大なワークショップにチャレンジしました。言い換えれば、長い歴史をアジア、ヨーロッパ、アフリカの三か国が俯瞰し、共有することができました。

KISSY2024は『現在』に取り組みました。参加国すべてに共通するのは、**学校に通っていること、一日は24時間、一年は365日であること**です。どんどん発展しているデジタル世界において誕生した生成AIですが、どんな使い方、ルールがあるのかをそれぞれが発表することにより、多様な観点を知ることができました。

今回のKISSY2025では**地球市民として『未来』を考え、よりよい地球にしていけるために必要なこと、視点、アクションは何かを考え、対話し、それを世界へのメッセージとして様々な表現を駆使して動画を共同制作します。**言語の違いをパンゲア独自に開発した多言語ツールを用いたワークショップです。

なお、過去のKISSY参加者の多くが、すでに大学生や社会人の年齢になっています。これらの参加者たちは、KISSYやパンゲアでの体験を生かした進路として、国際看護、グローバル文化、IT系などを選択しており、保護者からも多くの嬉しい報告を頂戴しております。このような参加経験者たちは引き続きファシリテータや技術スタッフとして、パンゲアの活動を支援してくれています。

KISSY2025 概要

開催日時	2025 年 8 月 3 日（日）から 2025 年 8 月 10 日（日）まで	
主な開催場所	平城宮跡歴史公園 朱雀門ひろば 内施設、および、下記宿泊先	〒630-8012 奈良県奈良市二条大路南4丁目6-1 https://www.suzakumon-heijokyo.com/about/
宿泊先	亀の井ホテル 奈良	〒630-8002 奈良県奈良市二条町 3-9-1 https://kamenoi-hotels.com/nara/
集合/解散場所	JR 京都駅	集合と解散は同じ場所です。途中参加の場合は、現地集合/現地解散。
参加費	198,000 円＋税 （税込 217,800 円）	
主催	特定非営利活動法人パンゲア	
協力	ケニア国立博物館、ジョージア公立小中学校 123 School	
助成	日本万国博覧会記念基金	 EXPO'70 FUND (公財) 関西・大阪21世紀協会
※ 宿泊等の旅行業務に関しましては、亜細亜交流旅行企画(旅行業者番号:奈良県知事登録旅行業 3-173 号)が手配いたします。		

KISSY 2025 プログラム概要

2025 年 8月3日（日）	13:00	・JR 京都駅集合（保護者または付き添いの方はここまでとなります）。 ・その後、奈良市内へ移動。宿泊先へチェックイン。
	15:00	・KISSY 開校式 / オリエンテーション・アイスブレイクアクティビティ ・ワークショップ
8月4日（月）		・ワークショップ
8月5日（火）		・平城宮跡訪問 ・ワークショップ（プレゼンテーション制作） ・レクリエーション
8月6日（水）		・ワークショップ（プレゼンテーション制作）
8月7日（木）		・フィールドトリップ
8月8日（金）		・ワークショップ（プレゼンテーション制作） ・発表リハーサル
8月9日（土）	午前	・ワークショップ（プレゼンテーション準備）
	午後	・プレゼンテーション
8月10日（日）	午前	・リフレクション(振り返り) ・チェックアウト / 京都へ移動
	11:45	・JR 京都駅にて解散

※プログラムは諸事情により予告無しに変更させて頂く場合がございますので、予めご了承ください。

KISSY 2025 保護者同意書

特定非営利活動法人パンゲア（以下「パンゲア」といいます。）が主催する Kansai Intercultural Summer School for Youths 2025（以下「本プログラム」といいます。）への参加にあたり、私は参加児童（私が保護者である児童）を下記条項に従って参加させることを承諾します。

第1条（目的・定義）

1. 本同意書は、参加児童の安全確保ならびにトラブル発生時の責任範囲を明確にすることを目的とします。
2. 「活動時間中」とは、参加児童が集合場所（京都駅）にて集合する時点から、京都駅の解散場所（京都駅）で解散するまでの期間をいいます。

第2条（免責および賠償責任）

1. パンゲアは、活動時間中の事故防止に万全を期しますが、パンゲアの故意または重過失による場合を除き、参加児童が被った傷害・疾病その他一切の損害について責任を負いません。
2. 参加児童の故意または過失によりパンゲアまたは第三者に損害を与えた場合、私はその損害を速やかに賠償します。

第3条（活動時間中の事故）

1. パンゲアは必要に応じて応急処置を行い、病院搬送等の手配を行います。
2. 私はその医療行為に関する包括同意を与え、費用は自己負担とします。
3. 参加者全員が（公財）スポーツ安全協会スポーツ安全保険〈加入区分 A1〉に加入します。手続はパンゲアが一括で行い、私は保険内容（別紙3「スポーツ安全保険のしおり」）を確認のうえ、児童の健康保険証の写しを提出します。

第4条（移動）

活動中の参加児童の移動に関しては、パンゲアは安全に配慮した上で行う。その際の事故に関して、パンゲアは一切の責任を負いません。また、徒歩や私的な交通手段を用いる場合においても同様に、参加児童もしくは第三者起因による事故についてパンゲアは一切その責任を負いません。

第5条（アレルギー・緊急時の処置）

私は申込書にアレルギー・既往症・常用薬を正確に記載します。緊急時に必要な医療機関への情報提供に同意し、連絡不能時の処置はパンゲアに一任します。

第6条（プログラムの中止）

天災、戦乱、感染症流行、交通・宿泊機関停止、行政命令その他パンゲアの関与し得ない事由により本プログラムを中止する場合、パンゲアは中止決定時点までの返金不可費用を提示し、手数料を除いた実費を返金します。

第7条（持参物の管理）

参加児童の持参物（デジタルデータを含む）に関して、パンゲアは参加児童へ適切な管理指導を行います。しかし、参加児童の持参物の紛失・盗難・破損についてパンゲアは責任を負いません。

第 8 条（プライバシー・著作権ガイドライン）

私は同意書資料 2「プライバシー・ポリシーと著作権に関するガイドライン」に同意します。

第 9 条（参加申込者によるキャンセル）

キャンセル受付日	キャンセル料
2025 年 7 月 10 日（木）～7 月 16 日（水）	参加費の 20%
2025 年 7 月 17 日（木）～7 月 29 日（火）	参加費の 50%
2025 年 7 月 30 日（水）以降	参加費の全額

※受付日はパンゲア営業日（日本時間/JST）に書面又は電子メールで解除意思が到達した日とします。振込手数料は参加申込者負担とします。

第 10 条（緊急時の連絡不能時の権限移譲）

私と速やかに連絡が取れない緊急時には、パンゲアが医療処置、帰宅手段の手配その他必要な判断・措置を行う権限を有することに同意します。

第 11 条（準拠法および合意管轄）

本同意書は日本法に準拠し、本同意書または本プログラムに起因・関連して生じた紛争は京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 12 条（本同意への意思表示方法）

1. 本同意書への同意は、別途提供されるオンライン「KISSY 2025 参加希望フォーム」に必要事項を入力・送信することにより行います。
2. 送信完了日時をもって本同意書へ記名押印したものと同等の効力を生じます。

パンゲア憲章

2008年2月5日制定

【活動の理念】

パンゲアは、子ども達が自主的に参加したいと思う世界共有の遊び場「ユニバーサルプレイグラウンド」を構築し提供します。子ども達は、ありのままに自己を表現し、出会い、言語や文化の壁を越えて経験を共有し、思いやりを育み、つながりを深めていきます。

パンゲアは、性別・年齢・文化・宗教・経済状態・病気などにより子ども達を差別しません。パンゲアは、文化多様性を許容し、政治的、宗教的中立を保ち、国際平和に寄与していきます。

【活動の運営】

パンゲアは、子どもの目線を忘れません。パンゲアの活動では、大人は指導者ではなく、ファシリテータです。パンゲアファシリテーションは、子ども達に自己表現の様々な選択肢を提供し、正確な情報伝達よりも気持ちの交流を優先させ、他者への配慮を促します。

パンゲアの活動は、拠点に子ども達が集いグループ単位で行われることを基本とします。子ども達が楽しいと思う多様なコンテンツの提供を通じて、子ども達の健全な発育に寄与します。

【活動の方法】

パンゲアは、子ども達のつながりを深めるためのコンテンツ、ソフトウェアを自ら開発します。パンゲアは、新しい技術に対して常に好奇心を持ち続け、国内外の研究者・機関と連携し、それらの技術を積極的に利用します。

パンゲアは情報コミュニケーション技術を、世界に広がる多拠点間の円滑な接続方法として、また、子ども達の距離を越えた自由で豊かな交流手段として活用します。

【組織の運営】

パンゲアの組織は力を結集し、高い芸術性と優れた品質を備えたコンテンツやソフトウェアを生み出します。パンゲアの各拠点は、それらを共有しつつ、それぞれの地域に適応した独自の活動をデザインし実施します。

パンゲアの組織は民主的な議論によって運営されます。そこでは、パンゲアの活動により多くの貢献をする構成員が、意思決定により大きな影響力を持ちます。

プライバシー・ポリシーと著作権に関するガイドライン

パンゲアではプライバシー・ポリシーの一環として子ども達を中心とした取材対応や記録等の使用及び著作権に関するガイドラインを設定し、保護者のみなさまから承諾書をいただいております。

つきましては、以下の内容をご一読の上、別紙「KISSY 2025 保護者同意書」に必要事項をご記入・ご署名の上、参加申込書・保険証のコピーと併せてパンゲア事務局までご提出下さい。

ご理解の上、ご協力よろしくお願いいたします。

1. KISSY2025 の成果物の著作権の取り扱いについて

参加児童が KISSY2025 の活動中に作成した作品、その他成果物についての著作権、および、二次利用に係る権利については、パンゲアが今後の活動内で作品をネット上で共有・二次利用する場合等があるため、同意頂いた場合は、原則としてパンゲアに帰属するものとさせていただきます。但し、KISSY2025 終了後、自らの作品、もしくは、デジタル化した複製等を保有し、一次利用および二次利用することは可能です。

2. KISSY2025 における記録等の使用について

特定非営利活動法人パンゲアでは、活動を写真・映像・データ等で記録し、ウェブサイトやイベント・研究会などで学術研究・活動報告・活動公知の目的で利用させて頂く場合があります。なお、その際は、参加児童の氏名・年齢を伏せるなど、個人の特定ができないよう配慮させていただきます。

3. 報道機関による取材活動について

パンゲアの活動には、各種報道機関による取材が入る場合があります。

・取材が入る場合、参加児童の氏名・年齢など、個人の特定が出来ないよう、パンゲアは報道機関に要請しています。また、原則として子ども達の活動の様子は全体像を映すようにし、個々人の顔が全面にクローズアップされるようなアングルは極力避けるよう、報道機関に要請しています。

・報道機関側の要請により、参加児童への個別インタビューなども行われる場合があります。この場合の映像・写真の使用許可に関しては、事前に保護者のみなさまにご連絡致しますので、その際にご判断ください。

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になれます。

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動（社会教育活動）に安心をお届けする補償制度です。

公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社（裏面参照）との間で保険契約を締結しています。

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

(注) ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。）

対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。



学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間

掛金の支払日が令和7年3月31日以前の場合
令和7年4月1日午前0時から掛金の支払日が令和7年4月1日以降の場合
掛金の支払日の翌日午前0時から

令和8年3月31日午後12時まで

※大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす団体の追加加入手続きの場合、団体への入会手続き完了時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

団体活動を行う4名以上の方でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。

加入対象者		加入区分	補償対象となる団体活動 ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。		年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
						死 亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
子ども (中学生以下 〔特別支援学校高等 部の生徒を含む。〕)		A1	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動		800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
大人 (高校生以上)		C	64歳 ^{注1} 以下	▶スポーツ活動 (指導・審判を含む。)	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
		B	65歳 ^{注1} 以上	※A2区分で対象となる活動も補償	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
		A2	▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。		800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢		D	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など		11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億円ただし、 対人賠償は1人1億円	180万円
ワイド コース	子ども (中学生以下 〔特別支援学校高等 部の生徒を含む。〕)	AW	▶A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(学校管理下を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額		1,450円	3,100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額はA1区分と同額	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
	大人 (高校生以上)	CW	64歳 ^{注1} 以下	▶C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	4,850円	100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
						2,100万円 就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額C区分と同額	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
		BW	65歳 ^{注1} 以上	▶B区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	5,000円	100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
						700万円 就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額B区分と同額	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
						100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外

注1 年齢の判断は、「令和7年4月1日」を基準とします。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。） ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。） (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。） ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外來の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避免的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、洪水、津波または高潮、戦争、変乱、暴動、そうじよう、労働争議など ⑥ サイバー攻撃 (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。） (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動に起因する損害には支払われます。） (7) ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。） (9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故（AW・BW・CW区分については一部対象となります。） (11) BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における就業中に起因する事故 (12) 補償期間外に発生した事故 など
突然死葬祭費用保険	
(1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。） (3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など	

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険 ケガをされたとき	スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無 ※事故通知後、被保険者（負傷者）へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。 ※入院保険金請求額が30万円以下の場合は東京海上日動からの求めがない限り原則医師の診断書のご提出は不要です。
賠償責任保険 法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき	速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物の損壊（注1）の程度など （注1）物の損壊については、事故の状況が把握できるよう 現場写真や修理見積書をとっておいてください。 ※示談交渉は被保険者（加害者）に行ってください。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。
突然死葬祭費用保険 突然死（急性心不全、脳内出血など）されたとき	スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因（病名）

※保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先（東京海上日動） ※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先（平日9：00～17：00）	都道府県	事故時の連絡先（平日9：00～17：00）
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-027／011-271-7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 愛知 三重	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-057／052-201-9654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 岩手 宮城 山形 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-037／022-225-6326 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 石川 福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-067／06-6203-0677 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
茨城 栃木 群馬 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-047／03-6632-0479 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 高知	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-085／082-511-9483 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
静岡	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-059／054-254-4235 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-095／092-281-8375 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11

<https://www.sportsanzen.org>

03-5510-0033

当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外・就業中外担保）・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険）および賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外・就業中外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項）によって構成されています。

<引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険(株) 担当課：公務第二部文教公務室

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

☎0120-233-801（平日9：00～17：00）

（共同引受保険会社（令和7年4月予定））

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災
東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG 損保